

## 次期病院システム調達準備コンサルティング業務委託 基本仕様書

本仕様書は、市立豊中病院(以下「発注者」という)の次期病院システム調達準備コンサルティング業務委託に関する要求事項、業務内容、その他必要事項を明示したものである。本業務の受託業者(以下「受注者」という)は、仕様書に基づき、業務を適切に遂行するものとする。

### 1. 件名

次期病院システム調達準備コンサルティング業務委託

### 2. 作業場所

豊中市柴原町4丁目14番1号

### 3. 業務期間

契約締結日から令和5年(2023年)11月30日まで

### 4. 業務内容

病院システムの更新に向け、病院のあるべき姿を定義し次期病院システムの基本方針、概要設計及びに調達に係る概算費用の算出を行うため、コンサルティング業務を行うこと。

#### 4-1. 現状分析

- (1) 現行病院システムの状況把握のほか病院運営計画や病院経営指標を分析し、当院の財務状況を踏まえた上で、次期病院システムのあるべき姿(当院の次期病院システムとして強化すべき機能の整理を含む)を提案すること。
- (2) 発注者内の幹部職員及びに主要な現場職員、現行病院システムベンダーにヒアリングを行い、職員の不満やニーズを洗い出し分析を行うこと。

#### 4-2. 情報提供

- (1) 他院の病院システム導入事例の紹介及び次世代の病院システムに求められる機能について提案を行うこと。

#### 4-3. 基本方針作成支援

- (1) 現状分析結果を踏まえ、次期病院システムの骨子、基本方針を提案すること。
- (2) 基本方針の策定に向け、発注者と協議(必要に応じ幹部職員へのヒアリングを含む)し、必要な修正を行うこと。

- (3) 幹部職員及び病院職員向けに基本方針についての説明資料を作成し、説明及び解説を行うこと。

#### 4-4. 概要設計作成支援

- (1) 基本方針を元に各システムベンダーに条件提示を行うため、現行病院システム要件と発注者の要望を反映した概要設計案を作成すること。
- (2) 概要設計案を元に概算見積をシステムベンダーに依頼する為の要件定義書案を作成すること。

#### 4-5. 概算費用算出支援

- (1) 発注者が設定する各システムベンダーとの打ち合わせに参加し、必要に応じて各システムベンダーにヒアリングを実施すること。
- (2) 各システムベンダーが提示する概算見積を精査し、条件が揃っていること及び要件定義書と整合が取れているか監査を行うこと。その際、不足または過剰な費用が見積もられている等の疑義が発生した場合は、システムベンダーにどのような点を確認すべきか、具体的な確認事項について提案すること。

#### 4-6. 本業務に関する調整等の全般

- (1) 受注者は特定のシステムベンダーに偏る提案は行わず、中立的な立場で提案を行うこと。
- (2) 受注者は本業務を行うにあたりプロジェクト計画書及び体制表を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者はプロジェクト計画書に基づき進捗管理を行うこと。進捗に1週間以上の遅れが生じた場合は書面等による報告を行うこととし、対応について協議すること。
- (4) 業務を実施する主任担当者は医療行政、および病院運営、医療情報マネジメント、地域医療、ICT、ネットワーク等に高度な情報収集能力・分析力を有する相当の経験者を配置すること。
- (5) 業務期間中は主任担当者の変更は行わないこと。相当の理由があり、発注者が承認した場合のみ変更を認めるものとし、代替の担当者は前項を満たす者を配置すること。

### 5. 納品

#### (1) 提出物及び成果物

成果物は、下記に挙げるものとし、紙媒体及びデータで提出すること。なお、成果物によっては、プロジェクト計画に基づき、事前に取り決められた成果物をフ

フェーズごとに提出するものとする。

(ア) プロジェクト計画

プロジェクト計画書及びプロジェクト体制表

(イ) 工数、進捗管理

スケジュール、作業実績等

(ウ) 現状分析

ヒアリング実施記録、病院分析資料

(エ) 情報提供

導入事例紹介資料、提案システム資料

(オ) 基本方針策定

基本方針案、職員説明資料

(カ) 概要設計作成

概要設計案、概算見積用の要件定義書案

(キ) 概算見積作成

システムベンダーヒアリング実施記録、概算見積監査結果レポート

## 6. 法令遵守

受注者は、個人情報保護法その他の法令及び発注者の定める例規並びに豊中市情報セキュリティポリシー（以下「法令等」という。）を遵守すること。

## 7. データの保護及び機密の保持

受注者は、発注者の事前の承認を得ることなく、データを院外に持ち出さないこと。業務の遂行上、やむを得ずデータを院外に持ち出す必要が生じた場合は、書面により発注者の承諾を得た上で、暗号化その他の万全なセキュリティ対策を実施すること。万が一、セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに報告し、当院の指示に従って、原因の分析および再発防止策を検討するとともに、再発防止策を実行すること。また持ち出したデータの複製及び移転を禁じるとともに、知りえた秘密を第三者に漏洩しないこと。

## 8. 業務実施要領等

- (1) 受注者は、作業内容、方法及び時期について、事前に発注者と協議すること。
- (2) 本業務の協議は、発注者が指定する場所で行うこと。
- (3) 受注者は、協議内容について、その都度、報告書を作成し、発注者の承認を得ること。

## 9. その他

- (1) 受注者は、本委託業務の一部又は全部をグループ企業も含めた第三者に再委託してはならない。
- (2) 受注者は、発注者が予定している次期病院システムの構築業務を受注することはできない。
- (3) 受注者は、この契約に基づき得た成果を公表しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。
- (4) 発注者は、随時、受注者に対して委託業務の状況について、書面又は口頭により報告を求めることができる。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者両者の協議により決定する。

以上